

取組方針	施策の方向性
子どもの権利保障	<ul style="list-style-type: none"> ● 豊田市子ども条例に規定する子どもの権利が総合的に保障される社会の実現を目指した取組を進めます。 ● 子どもの貧困の連鎖が起きないように子どもの自己肯定感の向上、支援が必要な家庭への支援の強化を図るほか、支援ネットワークの強化を図ります。 ● 児童虐待の早期発見や早期対応を行うため、子どもや保護者、教職員に対して正しい知識の普及や発生時における対応方法などの教育を推進します。
安心して生み育てられる支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期から子育て期における不安や悩みの軽減を図るため、子育てに関する「不安の共有（大変さの理解）」、「負担の分担（軽減）」に加え、「子育てを楽しむ」の視点を持ちながら、身近に相談できる体制の整備や交流機会の提供など、段階に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。 ● 将来親になることに向き合うため、命の尊さや親の役割、性に関して正しく理解を深める機会を充実します。 ● 少子化(出生率の回復)の視点から、子育て支援だけでなく、結婚や就労等に関する各種支援策を幅広く提供します。
全ての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 待機児童の解消や3歳児の幼児教育などの保育需要に対応するため、保育サービスの拡大を図ります。 ● 安全・安心・快適に過ごせる保育環境を確保するため、老朽化した園舎の改築などの整備を計画的に行います。
青少年の健全育成及び若者支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちが自ら行動し、様々な課題を解決する力（生き抜く力）を育むために、地域における活動の場や挑戦する機会を充実します。 ● 地域社会の担い手として、高校生・大学生が成長するため、地域や社会との交流の機会や活動のきっかけづくりを行います。 ● 自立に困難を抱える若者が就労や社会参加などを行うため、関係機関との連携による包括的な体制で自立に向けた支援を行います。
地域ぐるみによる子育て社会の創造	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後などにおける子どもの健全な育成を支援するため、地域と連携しながら子どもの居場所の確保を進めます。